健康ポータルサイト Pep Up に関する個人データの共同利用について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、1.委託先への提供、2.合併等に伴う提供、3.グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

また、個人データを共同利用する場合、「①共同利用する旨、②共同で利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的、⑤個人データ管理の責任者」について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときと規定されています。

したがって、東洋水産健康保険組合(以下、「当組合」)は、以下の内容について、 事業所と共同利用していますので、ここに公表いたします。

(1) 共同利用する内容

Pep Up 利用者として被保険者の Pep Up の登録状況、本人確認用コードイベントの参加状況、歩数について

- (2) 共同利用される個人データの項目
 - ①氏名
 - ②記号・番号
 - ③本人確認用コード
 - ④登録状況
 - ⑤ウォーキングイベントの参加状況
 - (5) 歩数

(3) 共同利用者の範囲

事業所:適用事業所で登録推進に携わる健康管理責任者及び健康管理担当者当組合:健保職員

(4) 利用目的

- · Pep Up の加入状況を共有し、登録促進に役立てるため
- ・適用事業所主催のウォーキングイベントの参加促進と健康増進に役立てるため

(5) 個人データ管理の責任者

事業所:健康管理責任者

当組合:常務理事

共同利用を同意されない場合

個人情報の共同利用に同意されない場合は、当組合の個人情報管理責任者(常 務理事)までにお申し出ください。